

会則

(会の名称)

第1条 本会は、龍谷大学校友会東京支部（以下「本会」という）と称する。

(会の目的)

第2条 本会は、会員相互間の親睦をはかり、併せて母校発展に協力することを目的とする。

(会の事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 総会、懇親会、講演会等の開催
- 2 会報の発行
- 3 校友会本部及び龍谷大学が行う事業への協力
- 4 その他必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、東京都中央区築地 3-15-1 築地本願寺内に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、以下に示す会員をもって組織する。

- 1 東京都に在住または勤務する龍谷大学校友会員
- 2 校友会支部が設置されていない東京近県に在住または勤務する龍谷大学校友会員
- 3 龍谷大学校友会東京支部に特に関係が深く、支部長が認めたもの

(役員)

第6条 本会の運営にあたり、次の役員を置く。また、必要に応じ、顧問を置くことができる。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 若干名
- 3 常任理事 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 会計担当理事 2名
- 6 監事 2名

(役員を選任)

第7条 支部長、監事は、総会において会員の中から選出する。

- 1 前条の第2号、第3号、第4号、第5号の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。

(役員任期)

第8条

- 1 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 任期の途中において役員に欠員が生じた場合、直ちに補充するものとする。
この場合の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員は、次の任務を行う。

- 1 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、支部長、副支部長を補佐し、実務を企画・遂行する。
- 4 理事は、常任理事を補佐し、実務を遂行する。
- 5 会計担当理事は、本会の財務を担当する。
- 6 監事は、本会の会計監査にあたる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、本部助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 1 会費は、年会費1000円とする。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第11条 総会は原則として、年1回行い、次の事項を議決する。

- 1 事業計画、予算の決定
- 2 事業の報告、決算の承認
- 3 支部長、監事の選任
- 4 会費の決定
- 5 会則の変更

(その他)

第12条 その他、会の運営に対して必要な事項は、別途定める。

付則

本会則は、平成17年10月9日から施行する。

一部改正 平成21年6月20日から施行する。

一部改正 平成22年5月29日から施行する。

一部改正 平成25年6月1日から施行する。

一部改正 平成26年5月24日から施行する。

一部改正 令和5年5月12日から施行する。